○農林水産省告示第九百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県八女市矢部村北矢部字轟五一五二、五一五三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字轟五一五二・五一五三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市大隈町字経塚五七六（次の図に示す部分に限る。）、五七〇の二、五七三の一、五七三の二、五七四、五七八から五八〇まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字経塚五七三の一・五七三の二・五七四・五七八・五七九（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、五七六

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県八女市星野村字中ノ山五五八の二、字境谷六一一、六一五、六二二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中ノ山五五八の二、字境谷六一一・六一五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六二二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市小倉南区大字貫字ヘリ山二四九の二（次の図に示す部分に限る。）、字下宮二三八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下宮二三八（次の図に示す部分に限る。）、字ヘリ山二四九の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡川崎町大字安眞木字礫場一六三一、一六四〇・字笹尾一六三六・字鳴谷一六四三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字礫場一六三一（次の図に示す部分に限る。）、一六四〇、字笹尾一六三六、字鳴谷一六四三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項及び第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定及び保安林の指定の解除をする。

平成二十七年四月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除

㈠　保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区小原大字吉野字大崩二〇九九の一

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　解除の理由　指定理由の消滅

二　指定

㈠　保安林の所在場所　一の㈠に同じ。

㈡　指定の目的　水源の涵養（かん）

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）